

事 務 連 絡

平成 2 5 年 1 2 月 1 8 日

各都道府県・指定都市・中核市

子ども・子育て支援新制度御担当部局 御中

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室

幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整に係る
特例措置の再周知について(依頼)

平成25年8月6日付け事務連絡「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概ねの案について」においてお示した「子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)」において、「幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整に係る特例措置」をお示したところです。

しかしながら、本特例措置の内容や趣旨について、いくつかの自治体において、必ずしも正しく理解されていないのではないかとと思われる対応を行っているところのご指摘をいただいていることから、改めて、下記のとおり、その内容や趣旨をお示するとともに、再度の周知徹底をお願いするものです。

記

本特例措置の内容は、①幼稚園が幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園に移行する場合②保育所が幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園に移行する場合のいずれの場合においても、都道府県は、地域における教育・保育施設の定員総数が、「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定した「量の見込み」に「都道府県計画で定める数」を加えた数に達するまでは、認可・認定しなければならないこととするものです。また、「都道府県計画で定める数」の設定に当たっては、認定こども園への移行を促進するため、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用状況や認定こども園への移行の希望に十分配慮し、幼稚園、保育所の認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定するものです。

その趣旨は、認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらずに柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り、認可・認定を行えるようにするというものです。

つまり、供給過剰地域においても、認可・認定を可能とすることを前提としつつ、適切な需給状況が確保されるよう、既存施設の現在の利用状況等を勘案し、地方版子ども・子育て会議における議論等により透明性を確保した上で、「都道府県計画で定める数」を設定し、その範囲内で認可・認定を行っていただくこととするものです。

したがって、「都道府県計画で定める数」については、供給過剰地域においても認可・認定を可能とすることを前提とするものであることから、当該数は、少なくとも「供給量－需要量」を上回る数を設定していただく必要があるものであり、当該上回る数については、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用状況や認定こども園への移行の希望などを踏まえ、地方版子ども・子育て会議における議論等を行っていただいた上で、各地域の実情に応じた具体的な数を設定していただくことになることにご留意ください。

以上の内容につきまして、貴職におかれましては、改めてご確認の上、ご理解いただきますとともに、管下市区町村への改めての周知徹底につきまして、特段のご配慮をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本件周知徹底に係る対応状況につきまして、1月9日(木)までに下記までご報告いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。